本県開催関東大会補助金支給規程

（趣旨）

第1条　この規程は，本県で開催される関東大会に係る補助金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象となる大会）

第2条　補助金の対象となる大会は，次の号に掲げる大会とする。

（１）関東地区高校生文芸大会

（２）関東地区高等学校小倉百人一首かるた大会

（３）関東地区高等学校文化連盟将棋大会

（４）関東地区高校放送コンクール

（５）関東地区高等学校写真展

（６）関東地区高等学校囲碁選手権大会

（７）関東地区高等学校演劇研究大会

（補助金の支給）

第3条　補助金は，前条に規程する対象となる大会に対して，予算の範囲内で支給するものとする。

（補助金額）

第4条　補助金の額は，一律100,000円を上限とする。

（交付申請）

第5条　補助金の交付申請は，事業実施年度の前年度の指定期日までに，本県開催関東大会補助金交付申請書（様式1）に関係書類を添えて茨城県高等学校文化連盟会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

（実施報告）

第6条　補助金の受給者は，会長が別途指示する期日までに本県開催関東大会実施報告書（様式2）に会計関係書類を添えて提出するものとする。

（その他）

第７条　この規程に定めない事項は，その都度協議のうえ，定めるものとする。

附　則

この規程は，平成28年5月30日から実施する。